

遺言 宅建 H04-13-4 《#753》

【問】 正誤をつけよ。

遺言者が遺贈をしても、受遺者が遺贈の放棄をしたときは、遺言に別段の意思表示がない限り、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。

【答え】 正しい

《ポイント》 遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属【★基礎必須】

遺贈が、その効力を生じないとき、又は**放棄**によってその効力を失ったときは、受遺者が受けるべきであったものは、**相続人に帰属**する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。（民法 995 条）